

子育て世帯」対象の

給付制度があります

児童手当、児童扶養手当、 特別児童扶養手当(支給要件 や所得制限あり) の支給要件 に該当すると思われる人で、 認定請求をしていない場合は ご相談ください。

令和6年10月分の児童手当から、支給対象が高校生年代まで拡大し ました。また、多子カウントの対象については、両親が経済的負担を している大学生年代児童(22歳に達する年の年度末まで)へと拡大に なりました。

現在、児童が高校生のみの人や、大学生年代児童から数えて子ども が3人以上いる人は申請が必要ですので、早めに申請してください。 問い合わせ=子育て支援課子育て支援係(☎47 - 1150)、新里支所市 民生活課(☎74 - 2904)、黒保根支所市民生活課(☎96 - 2112)

●児童手当

対象=高校生年代(平成18年4月2日以降生まれ) までの児童を養育している人

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	1万5,000円
3歳以上高校生年代	1 万円

※第3子以降は、年齢問わず、児童一人あたり月額 3万円

●特別児童扶養手当

対象=精神または身体に一定以上の障がいがある20 歳未満の児童を養育している人

等級	児童1人あたりの月額
1級	5万5,350円
2級	3万6,860円

※障がいの程度により金額が異なります。

●児童扶養手当

対象=次のいずれかの条件に該当する児童を監護し ている父または母や、父または母に代わって養育し ている人

父母が離婚/父または母が死亡/父または母が重度 の障がい者(障害者年金1級程度)/父または母が 生死不明/父または母が1年以上遺棄/父または母 が1年以上拘禁/父または母がDV保護命令を受け ている/母が未婚/孤児など

支給期間=児童が18歳に達する年の年度末まで。た だし、精神または身体に一定以上の障がいがある場 合は20歳未満まで。

児童の人数	児童1人あたりの月額
1 人目	1万740円~4万5,500円
2人目以降	5,380 円~1 万 750 円加算
(1 人あたり)	

「福祉医療費助成制度」をご利用ください

福祉医療費助成制度とは、加入する健康保険で 医療機関などを受診したときに、医療費の自己負 担額を市が助成する制度です。申請をもって認定 となりますので、該当すると思われる人は事前に 医療保険課医療助成係へご相談ください。

対象=次の①または②に該当する人

①18歳になる誕生日以後最初の3月31日までの

3. すべての人に健康と福祉を

子ども(4月1日生まれは18歳誕生日の前日 まで)

②18歳になる誕生日以後最初の3月31日までの 子ども(4月1日生まれは18歳誕生日の前日 まで)を扶養している母子・父子家庭

問い合わせ=医療保険課医療助成係(☎44-



